

# 子育て支援サービス

## 子ども家庭支援センター「きらら中央」



子ども家庭支援センターは、子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要により専門機関やサービスの紹介、調整を行います。また、子育て交流サロン「あかちゃん天国」、一時預かり保育、トワイライトステイなどのサービス提供や子育てに関する情報提供などの事業を実施しています。

また、「中央区要保護児童対策地域協議会」を運営し、要保護児童などの実態把握や早期発見から援助までを児童相談センターや区内関係機関とのネットワークのもと行っています。

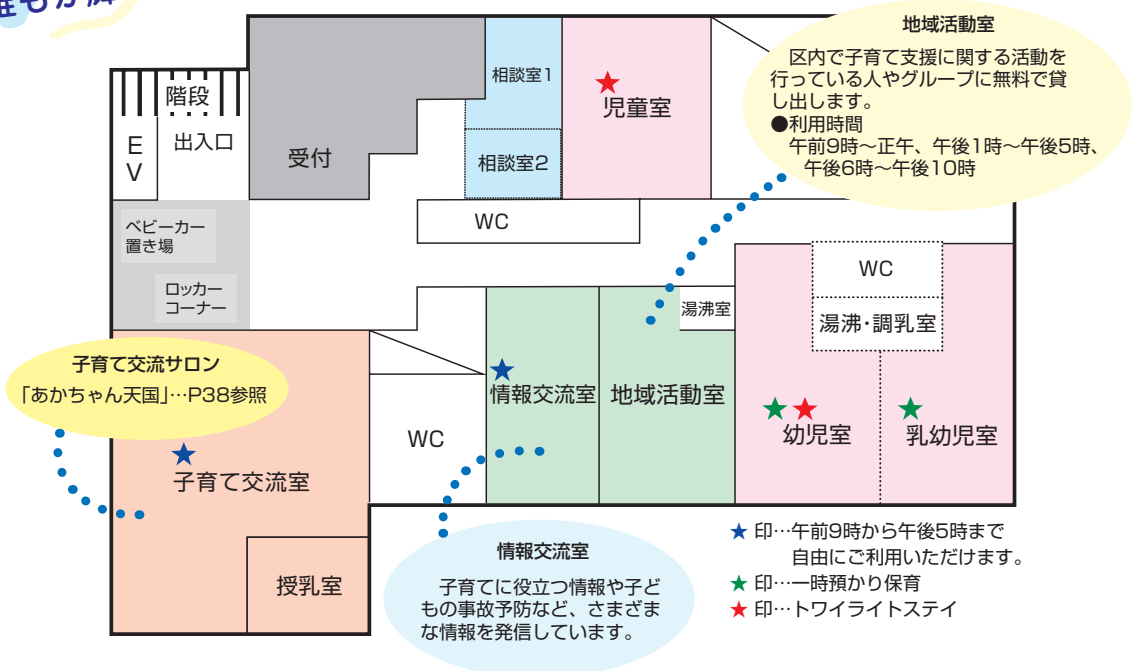
所在地 中央区勝どき1丁目4番1号(3階)

☎ (3534) 2103

(地図はP74をご覧ください)

誰もが輝く未来をめざして

〈きらら中央 案内図〉



### 【子どもと子育て家庭の総合相談】

18歳未満の子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要により専門機関の紹介などを行います。

相談の内容に応じて保健、心理、福祉などの専門相談員が個別にお話を伺います。

お子さんに関して、悩みや不安がありましたらお気軽にご相談ください。

### ●相談時間

午前9時～午後5時(祝日・年末年始は休み)

※来所される場合は、あらかじめご連絡ください。

### ◆相談電話

☎ (3534) 2255

## 子育て家庭を応援します

### 【一時預かり保育】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの場合に一時的にお預かりする「一時保育」と、保護者の出産や入院などの緊急な理由によりお預かりする「緊急保育」の2つの事業があります。

#### ●利用対象

0歳（生後57日）から6歳（未就学児）まで

#### ●実施場所

- ・子ども家庭支援センター
- ・子ども家庭支援センター日本橋分室  
（日本橋区民センター1階 ☎（3666）4267）
- ・子ども家庭支援センター十思分室  
（十思スクエア1階 ☎（3665）6530）

#### ●利用時間

- ・一時保育 午前9時～午後5時（1時間単位で利用）
- ・緊急保育 午前9時～午後5時（1日単位で利用、原則2日以上30日以内）

#### ●利用料金

- ・一時保育 1時間 800円
  - ・緊急保育 1日 2,000円（減免制度あり）
- ※晴海こども園・京橋こども園でも運営事業者の独自事業として一時預かり保育を実施しています。

詳しくはお問い合わせください。

晴海こども園 ☎（3534）3553  
京橋こども園 ☎（3564）5532

### 【トワイライトステイ】

仕事などの理由により帰宅が夜間となる場合に、お子さんをお預かりします。

#### ●利用対象

2歳から小学6年生まで

#### ●実施場所

子ども家庭支援センター

#### ●利用時間

午後5時～午後10時

#### ●利用料金

1回2,000円（減免制度あり）  
夕食代 1食400円（持ち込みも可）

※京橋こども園でも運営事業者の独自事業としてトワイライトステイを実施しています。

詳しくはお問い合わせください。

京橋こども園 ☎（3564）5532

### 【子どもショートステイ】

疾病などの理由により、養育が一時的に難しくなったときに、区が委託する施設または協力家庭で短期間お預かりします。

#### ●利用対象

- ・乳児院 生後7日目から3歳まで
- ・児童養護施設 2歳から中学3年生まで
- ・協力家庭 2歳から小学6年生まで

#### ●利用期間

- ・乳児院、児童養護施設 原則7日（6泊7日）以内
- ・協力家庭 原則3日（2泊3日）以内

#### ●利用料金

1泊2日 6,000円（減免制度あり）  
※以降1日増えるごとに3,000円加算

### 【病児・病後児保育】

入院加療の必要のない病中または病気回復期のお子さんを家庭で看護できないときに区が委託する病児・病後児保育室でお預かりします。

#### ●利用対象

生後7カ月から小学3年生まで

#### ●実施場所

- <病児・病後児保育室>
- ・聖路加国際病院附属保育所  
聖路加ナーサリー（定員6名）
- ・病児・病後児保育室 ゆめみらい（定員6名）
- <病後児保育室>
- ・ニチキッズさわやか日本橋浜町保育園（定員4名）
- ・勝どき小児クリニック病後児保育室（定員6名）

#### ●利用料金

1日 2,000円（助成制度あり）

### 【育児支援ヘルパー】

育児や家事の支援を必要とする家庭に、区と契約した事業者からヘルパーを派遣します。

#### ●利用対象

出産前（母子健康手帳交付時）から出産後6カ月以内のお子さんのいる家庭

#### ●利用日、利用時間

日曜、祝日、年末年始を除く午前8時～午後6時の時間帯で1日2時間（15日を限度）

#### ●利用者負担金

所得により異なります。

### 【緊急一時保育援助事業】

保護者の入院などの理由により、家庭での保育が一時的に困難になったときに、区と契約した事業者から保育員（ベビーシッター）を派遣します。

#### ●利用対象

生後4カ月から6歳（未就学児）まで

#### ●利用期間

原則として1カ月以内（日曜、祝日、年末年始を除く）

#### ●利用時間

午前8時～午後6時の間で9時間以内

#### ●利用者負担金

利用時間および家庭の所得により異なります。

全ての事業で、ご利用前に登録・申請などの手続きが必要です。お問い合わせください。

子ども家庭支援センター「きらら中央」 ☎（3534）2103

## 子育て交流サロン「あかちゃん天国」

お子さんと遊びながら仲間づくりをしたり、育児に対する不安を解消し、楽しく子育てをしませんか。

子育て交流サロン「あかちゃん天国」は、子育てに関するさまざまな情報交換や交流の場として、また、必要な方には育児に関する相談や助言を行うことを目的としたひろばです。お気軽にご利用ください。

### ●利用対象

- ・区内在住の0歳から3歳になった最初の3月31日までの乳幼児とその保護者の方
- ・妊娠中の方

### ●実施場所

- ・子ども家庭支援センター「きらら中央」  
勝どき 1-4-1 ☎ (3534) 2103
- ・築地児童館  
築地 7-9-17 ☎ (3544) 0127
- ・新川児童館  
新川 2-13-4 ☎ (3553) 2084
- ・堀留町児童館  
日本橋堀留町 1-1-1 ☎ (3661) 8937

- ・浜町児童館  
日本橋浜町 3-37-1 ☎ (3669) 3386
- ・月島児童館  
月島 4-1-1  
月島区民センター 1F ☎ (3531) 2307  
2F ☎ (3533) 0885  
※月島児童館では、対象年齢により1階と2階に分けて運営しています。1階は1歳6カ月未満が対象です。
- ・晴海児童館  
晴海 2-4-31 ☎ (3534) 3021

### ●利用時間

午前9時～午後5時（祝日及び年末年始は除く）

### ●利用料

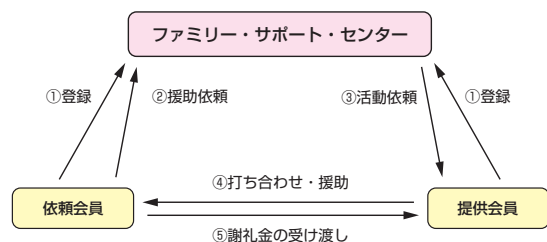
無料（ミルクなどは持参していただきます）

### ●利用方法

直接施設にお越しください。

## ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けが必要な方（依頼会員）と、子育ての手助けができる方（提供会員）が会員になり、互いに助け合いながら地域の中で子育てをする相互援助活動です。



### ●援助内容【例】

- ・保育園、幼稚園、学童クラブなどへの送り迎え
- ・保育園などが終わってから保護者が帰ってくるまでの預かり
- ・保護者のリフレッシュの際の預かり
- ・産前産後の時、上のお子さんの送迎や預かりなど
- ※「預かり」は依頼会員宅では行いません。詳細はお問い合わせください。

### ●会員資格

- ・依頼会員：区内在住で、生後57日以上12歳（小学6年生）以下のお子さんを育てている方。
- ※障害や疾病がある場合はあらかじめセンターにご相談ください。

- ・提供会員：満20歳以上の、健康で子育て経験などがあり、子育ての援助に理解と熱意のある方でセンターが実施する講習会を受講していただいた方。
- ・両方会員：上記の両方に該当する方

### ●登録方法

- ・依頼会員：センター開所時（平日午前9時～午後5時）に、来所しての登録が必要です。（所要時間：約1時間）事前予約制ですので、電話でのお問い合わせのうえ、センターまでお越しください。登録は無料です。
- ・提供会員：年3回実施している講習会を受講していただきます。日程など詳細はお問い合わせください。

### ●活動時間と謝礼金

曜日	時間	
月曜日から金曜日	午前7時～午後8時	子ども1人当たり800円
	上記以外の時間	子ども1人当たり1,000円
土曜・日曜・祝日 年末年始	全時間	子ども1人当たり1,000円

### ◆問い合わせ先

中央区社会福祉協議会 ファミリー・サポート・センター  
☎ (3206) 0120 FAX (3523) 6386  
メールアドレス family@shakyo-chuo-city.jp

## 親子で親しむ浜離宮

1年を通じて季節ごとの花が咲き、緑あふれる浜離宮恩賜庭園で自然に親しみ、親子でゆっくりとした時間を満喫してもらうため、5月上旬から3月末まで、子どもと同伴する保護者などの入園料を区が負担します。

### ●対象者

中央区在住の0歳から中学生までの子どもがいる家庭

### ●入園料

子ども一人につき保護者（同伴者）2名まで入園料無料（水上バスで来場の場合は対象外）

### ●入園方法

乳幼児医療証又は子ども医療証を入園窓口で提示

### ◆問い合わせ先

福祉保健部子育て支援課子育て支援係

☎（3546）5350

### ●その他

4月1日から5月上旬までの「浜離宮花と緑の集い」期間中は、区のおしらせなどに掲載する入園整理券により無料で入園できます。

### ◆「浜離宮花と緑の集い」についての問い合わせ先

総務部総務課総務係

☎（3546）5232

## 養育家庭制度

いろいろな理由で親と一緒に暮らすことのできない子どもたちを、養子縁組を目的としないで、より家庭に近い環境で、一定期間養育していただく制度です。

東京都では、養育家庭をさらに親しみやすく、かつ多くの方に覚えていただくため、「ほっとファミリー」と呼んでいます。

### ●お預かりする子ども

親の離婚、家出、病気、虐待などの理由で、親と一緒に暮らすことができない、おおむね18歳までの子どもです。

### ●お預かりいただく期間

◎原則として1か月以上です。

◎2年を超える場合、2年ごとに子どもを継続して預かるかどうかの意思を確認させていただきます。

◎短い期間であれば・・・という方には、

- ・ 養育していただく期間が2か月以内と見込まれる子どもを預かることができます。
- ・ 他の養育家庭が現に預かっている子どもを数日間預かることができます。

### ●養育家庭申し込み資格

◎都内在住の夫婦で健康な方

◎配偶者がいない場合は、子どもを適切に養育でき

ると認められ、かつ、起居を共にし、主たる養育者（申込者本人）の補助者として関わることのできる成人の親族などがある場合は申し込みが可能（子どもを適切に養育できると認められる特段の事情がある場合は除く）

◎経済的に困窮していないこと、かつ、原則として世帯の収入が生活保護基準を上回っていること。

◎申込者の家庭及び住居の環境が、家族の構成に応じた適切な環境であること。

注記：平成30年10月1日から養育家庭になるための要件が改定されました。

※その他詳しい要件は、お問い合わせ先にご確認ください。

### ●養育に係る費用

委託中は養育費（子どもの生活費などと里親手当）が支払われます。

### ●申し込みや詳しい問い合わせ先

東京都児童相談センター

☎（5937）2316

### ◆問い合わせ先

子ども家庭支援センター「きらら中央」

☎（3534）2103

